

実行方法

一 総同盟、友誼団体、社民党と協力して輿論を喚起し要求運動と起すこと

第十一号議案

一 工場法改正要求之件

提案者 田中 茂 部
説明者 田中 茂 部

改正要旨

- 一 工場法摘要範圍(十名以上)を削除すること
- 二 公傷病は工場法に依りて健康保険法より独立せしむること
- 三 施行令第七條の扶助規定を増設至上扶助料支給の標準日給と最低一円五十銭とすること
- 四 施行令第七條(傷害扶助料を支給すべし)とあるを即時支給すべしと改正すること
- 五 肺癆症未だ於ける職業病たる
 - 一 脚氣
 - 二 呼吸器病
 - 三 肺結核

と公傷と認めしむること

第十二号議案

一 健康保険法の改正之件

提案者 北 第 二 友 部
説明者 廣 井 慶 三

改正要旨

- 一 健康保険法の摘要範圍の拡張
- 二 被保険者の負擔額を減少し、政府三、資本家二、被保険者一の割合に改正する事
- 三 施行令第三條の標準日額の算定を左の通りとする事
 - 一、二、三、四級の平均金は余りに少額に、充實治療は不可能であるから、以上の級に属する者の平均の支給額は五級に繰入れの事
- 四 施行令第七十九條を左の通り改正する事
 - 第七十九條の一、二、三号を全部削除し、一、二号を制定する事
 - 一、五と一、一被保険者に依り生計を維持する者一人以上有る場合
 - 標準報酬日額の百分の四十
 - 二被保険者に依り生計を維持する者一人以上有る場合